

日野市手数料、使用料等検討委員会報告書

平成 27 年 10 月 27 日

日野市手数料、使用料等検討委員会

平成 27 年 10 月 27 日

日野市長 大坪 冬彦 様

日野市手数料、使用料等検討委員会
委員長 谷 井 良

日野市手数料、使用料等検討委員会報告書

日野市手数料、使用料等検討委員会は、平成 28 年 4 月 1 日から料金改定予定の下記の検討事項について、「日野市手数料、使用料等検討委員会設置要綱」の規定に基づき、検討を行いました。有識者 2 名、公募市民 4 名の委員で慎重に検討した結果を次のとおり報告いたします。

1 検討事項と検討結果

検討事項	検討結果
日野市特定教育・保育施設・特定地域型保育事業利用者負担(保育料)の適正化	妥当
市立幼稚園保育料の適正化	妥当
学童クラブ費の適正化	妥当

2 現状の料金設定の考え方

(1)日野市特定教育・保育施設・特定地域型保育事業利用者負担（保育料）

①総事業費と利用者負担等

平成 26 年度に、施設整備費を除き認可保育所の運営にかかった経費は 5,380,520 千円でした。これに対し、国と都の負担額は 1,843,946 千円（負担率 34.3%）、市の負担額は 2,885,930 千円（負担率 53.7%）、保護者の負担額は 643,038 千円（負担率 11.9%）となっており、市の負担割合がかなり大きくなっている状況です。

【認可保育所運営経費の負担割合】（平成 26 年度決算ベース）

総事業費 5,380,520 千円					
国基準保育料 (25.9%) 1,394,779 千円		国負担 (13.9%) 748,654 千円	都負担 (20.4%) 1,095,292 千円	市負担 (39.7%) 2,134,189 千円	雑入 0.1% 7,606 千円
徴収した保育料 (11.9%) 643,038 千円	市肩代わり分 (14.0%) 751,741 千円				

②利用者負担の考え方

国は、応能負担の原則に基づき利用者負担の上限額を定めており、各市町村は国の定める上限額の範囲で利用者負担額を決めています。利用者負担額は、以下の基準に基づいて定められています。

- ・ 保護者（扶養義務者）の住民税額（父母合算）
- ・ 子どもの年齢（3歳未満・3歳以上）
- ・ 保育園等を利用している未就学児の区分（第1子全額、第2子半額、第3子無料）
- ・ 標準時間認定（11時間/日まで保育利用可）に対する短時間認定（8時間/日まで保育利用可）の割合 -1.7%

(2)市立幼稚園保育料

①総事業費と利用者負担等

総事業費は221,826千円となっています。そのうち市が負担している額の合計は187,910千円（84.7%）となっております。国は利用者負担の上限を定めており、その基準に基づき算出すると68,204千円（30.7%）が利用者負担の上限となっています。そのうち、保護者が実際に負担しているのは32,775千円（14.8%）で残りの35,429千円（16.0%）は子育て支援として、市が負担しております。その他、国から1,141千円（0.5%）の補助がありますが、それ以外は全て市の負担として152,481千円（68.7%）を負担しております。国基準保育料のうち、市が肩代わりしている部分と市負担分を合計すると187,910千円（84.7%）が市負担額の合計となります。

【幼稚園運営経費の負担割合】（平成26年度決算ベース）

総事業費 221,826 千円			
※国基準保育料（30.7%） 68,204 千円		国負担 （0.5%） 1,141 千円	市負担 （68.7%） 152,481 千円
保育料・入園料 （保護者負担） （14.8%） 32,775 千円	※市肩代わり分 （16.0%） 35,429 千円		

※国基準は平成27年度の保育料から導入のため、国基準保育料は平成27年度当初の保育料で算出。
市肩代わり分は国基準保育料－保育料で算出。

②市立幼稚園保育料の考え方

(ア) 国が示す保育料の仕組み

- ・ 世帯の所得や子どもの数に応じて保育料を決定するという考え方で、国が利用者負担の上限額を設定し、その範囲内で各市区町村が保育料を決定する仕組み。

	階層区分	目安の年収	利用者負担
1	生活保護世帯	-	0円
2	市民税非課税世帯（所得割非課税世帯含む）	約270万円未満	3,000円
3	市民税所得割課税額77,100円以下の世帯	約360万円未満	16,100円
4	市民税所得割課税額211,200円以下の世帯	約680万円未満	20,500円
5	市民税所得割課税額211,201円以上の世帯	約680万円以上	25,700円

・国が定める利用者負担の上限額（月額）は下記のとおり

※ひとり親世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯）の子どもについては、第2階層は0円、第3階層は上記額より1,000円減となります。

※小学校3年以下の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円となります。

(イ) 日野市における市立幼稚園保育料の考え方

①使用料は、日野市全体として適正な負担をしていただくことを基本としており、市立幼稚園の保育料についても適正化を図っていく。

②子ども・子育て支援新制度により保育料は応能負担となっているため、世帯の状況にあった応能負担をすすめるとともに、経済基盤が弱い世帯についてはセーフティネットとして支援を行う。

③保育料の設定にあたっては国が定める利用者負担額の制度設計を参考に、階層区分の設定や料金の比率を設定していく。

参考：国の定めた利用者負担の上限額と市の保育料（第1子）

	階層区分	国の利用者負担の上限額	市保育料	世帯の割合
1	生活保護世帯	0円	0円	0.3%
2	市民税非課税世帯	3,000円	3,000円	5.8%
3	市民税所得割課税額77,100円以下の世帯	16,100円	8,000円	8.1%
4	市民税所得割課税額211,200円以下の世帯	20,500円	10,200円	61.6%
5	市民税所得割課税額211,201円以上の世帯	25,700円	10,200円	24.1%

※平成26年度以前は一律、入園料5千円、保育料月1万円となっておりました。（生活保護世帯、市民税非課税世帯には保育料の減免制度あり。）平成27年度の保育料は子ども・子育て支援新制度により、応能負担に大きく変更となることから、新制度への円滑な移行のために、平成26年度以前の保護者負担になるべく近づける料金体系をとっています。

(3)日野市の学童クラブ費

①総事業費と利用者負担等

平成 26 年度、施設整備費を除き学童クラブにかかった経費は 591,888 千円でした。これに対し国と都の合計負担額は 264,528 千円で負担割合は 44.7%、市は 233,557 千円で 39.5%、保護者は 93,803 千円で 15.8%と、市の負担割合がかなり大きくなっている状況です。

【学童クラブ費の負担割合】（平成 26 年度決算ベース）

総事業費 591,888 千円		
利用者負担 (15.8%) 93,803 千円	市負担 (39.5%) 233,557 千円	国・都負担 (44.7%) 264,528 千円

②学童クラブ費の考え方

(ア) 国が示す学童クラブ費の考え方

- ・運営費に係る保護者の負担割合 1/2
- ・運営費に係る国、都、市の負担割合 各 1/6
- ・平成 26 年度国の学童クラブ国庫補助基準額に基づき算出した保護者負担月額は約 7,140 円

(イ) 日野市における学童クラブ費の考え方

- ・学童クラブ費は、学童クラブ事業の成り立ちから、保護者等が運営し会費のような形で負担を求める等、様々な負担形態・割合が存在していました。
- ・平成 9 年 6 月の児童福祉法改正により放課後児童健全育成事業として法制化されたことに伴い、東京都において保護者負担の考え方を導入しました。
- ・これを受け当時東京都市長会は保護者負担の標準額を 5,000 円と決めました。
- ・平成 11 年度、日野市では学童クラブ費を東京都市長会が示した保護者負担の標準額 5,000 円に改定しました。
- ・現在、日野市の学童クラブは多摩地域の中で、施設整備・職員配置等、事業の整備状況は上位に位置していますが、学童クラブ費は平成 11 年度以降据え置きとなっていて、低い方から 3 番目（平均約 6,000 円）の水準です。
- ・このような経緯・状況を踏まえ、多摩地域の現在の標準的な額を参考に平均の 6,000 円程度が、妥当な額と考えます。

3 適正化（改定）内容

(1)日野市特定教育・保育施設・特定地域型保育事業利用者負担（保育料）

①適正化（改定）の理由

経済的基盤が弱い世帯については負担増とならないよう配慮しつつ、適正な受益者負担となるように改正を行うものです。

㊦多摩地域では、利用者負担額の対国比率を 50%程度としている市が多く、26 市平均では 49.6%となっています。（日野市 46.5%）

㊧日野市においても、平成 11 年度に、対国比率で 50%程度となるように改正を行いました。（改正前 47%→改正後 49.7%）

㊨今回の改正で他市平均並み（49.6%）まで引き上げる場合、7%程度の値上げが必要ですが、7%の値上げの場合、最大値上げ金額は 2,900 円（3 歳未満・第 1 子・標準時間認定・D21 階層）となり、家計への影響が大きいと思われます。

㊩平成 11 年度の改正時には、最大値上げ金額が 1,700 円だったことから、今回の改正でも最大値上げ金額は 2,000 円程度に抑え、家計への配慮を行う必要があると考えます。

㊪以上の事から、5%程度（最大値上げ金額 2,100 円、3 歳未満・第 1 子・標準時間認定・D21 階層）の改正が適正であると考えます。

（例）平均 5%の値上げをした場合

年収 300 万円世帯（D1 階層）	4,500 円	→	4,700 円（+200 円）
年収 600 万円世帯（D8 階層）	23,800 円	→	25,000 円（+1,200 円）
年収 1000 万円世帯（D17 階層）	40,100 円	→	42,100 円（+2,000 円）

㊫低所得者層に配慮し、生活保護世帯、市民税非課税世帯については引き続き無料とします。

新旧利用者負担額基準表(案)

階層区分	各月初日に在籍する支給認定子どもの属する世帯の区分	多子区分																								
		第1子				3歳以上児				3歳未満児				3歳以上児												
		標準時間	増額	旧	新	標準時間	増額	旧	新	標準時間	増額	旧	新	標準時間	増額	旧	新									
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
B	A階層を除き、市民税非課税の世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
C	A階層を除き、市民税のうち均等割のみ課税の世帯	2,400	2,500	100	2,300	2,400	1,600	1,700	100	1,500	1,600	100	1,200	1,250	50	1,150	1,200	50	800	750	800	50				
D1	A	56,500円未満	4,500	4,700	200	4,400	4,600	200	3,800	4,000	200	3,700	3,900	200	2,250	2,350	100	2,200	2,300	100	1,900	2,000	100	1,850	1,950	100
D2	階層	63,500円未満	5,900	6,200	300	5,800	6,000	200	4,600	4,800	200	4,500	4,700	200	2,950	3,100	150	2,900	3,000	100	2,300	2,400	100	2,250	2,350	100
D3	階層	71,000円未満	7,900	8,300	400	7,700	8,100	400	5,800	6,100	300	5,700	5,900	200	3,950	4,150	200	3,850	4,050	200	2,900	3,050	150	2,850	2,950	100
D4	階層	89,000円以上	10,400	10,900	500	10,200	10,700	500	7,200	7,600	400	7,000	7,400	400	5,200	5,450	250	5,100	5,350	250	3,600	3,800	200	3,500	3,700	200
D5	除き	107,500円未満	13,200	13,900	700	12,900	13,600	700	8,800	9,200	400	8,600	9,000	400	6,600	6,950	350	6,450	6,800	350	4,400	4,600	200	4,300	4,500	200
D6	除き	127,000円以上	16,700	17,500	800	16,400	17,200	800	10,600	11,100	500	10,400	10,900	500	8,350	8,750	400	8,200	8,600	400	5,300	5,550	250	5,200	5,450	250
D7	所得	145,000円以上	20,300	21,300	1,000	19,900	20,900	1,000	12,700	13,300	600	12,400	13,000	600	10,150	10,650	500	9,950	10,450	500	6,350	6,650	300	6,200	6,500	300
D8	所得	162,500円以上	23,800	25,000	1,200	23,400	24,500	1,100	14,400	15,100	700	14,100	14,800	700	11,900	12,500	600	11,700	12,250	550	7,200	7,500	350	7,050	7,400	350
D9	所得	180,500円以上	27,300	28,700	1,400	26,800	28,200	1,400	16,000	16,800	800	15,700	16,500	800	13,650	14,350	700	13,400	14,100	700	8,000	8,400	400	7,850	8,250	400
D10	所得	198,500円以上	30,800	32,300	1,500	30,200	31,700	1,500	17,200	18,100	900	16,900	17,700	800	15,400	16,150	750	15,100	15,850	750	8,600	9,050	450	8,450	8,850	400
D11	課税	216,500円以上	33,300	35,000	1,700	32,700	34,400	1,700	18,300	19,200	900	17,900	18,800	900	16,650	17,500	850	16,350	17,200	850	9,150	9,600	450	8,950	9,400	450
D12	課税	234,500円未満	34,400	36,100	1,700	33,800	35,400	1,600	19,100	20,100	1,000	18,700	19,700	1,000	17,200	18,050	850	16,900	17,700	800	9,550	10,050	500	9,350	9,850	500
D13	額	252,500円以上	35,800	37,600	1,800	35,100	36,900	1,800	19,800	20,800	1,000	19,400	20,400	1,000	17,900	18,800	900	17,550	18,450	900	9,900	10,400	500	9,700	10,200	500
D14	額	270,500円以上	36,900	38,700	1,800	36,200	38,000	1,800	20,400	21,400	1,000	20,000	21,000	1,000	18,450	19,350	900	18,100	19,000	900	10,200	10,700	500	10,000	10,500	500
D15	0	288,000円未満	38,300	40,200	1,900	37,600	39,500	1,900	20,900	21,900	1,000	20,500	21,500	1,000	19,150	20,100	950	18,800	19,750	950	10,450	10,950	500	10,250	10,750	500
D16	円	306,000円以上	39,300	41,300	2,000	38,600	40,500	1,900	21,600	22,700	1,100	21,200	22,300	1,100	19,650	20,650	1,000	19,300	20,250	950	10,800	11,350	550	10,600	11,150	550
D17	以外	324,000円以上	40,100	42,100	2,000	39,400	41,300	1,900	22,200	23,300	1,100	21,800	22,900	1,100	20,050	21,050	1,000	19,700	20,650	950	11,100	11,650	550	10,900	11,450	550
D18	の	342,000円以上	40,800	42,800	2,000	40,100	42,000	1,900	22,600	23,700	1,100	22,200	23,200	1,000	20,400	21,400	1,000	20,050	21,000	950	11,300	11,850	550	11,100	11,600	500
D19	の	360,000円以上	41,300	43,400	2,100	40,600	42,600	2,000	23,100	24,300	1,200	22,700	23,800	1,100	20,650	21,700	1,050	20,300	21,300	1,000	11,550	12,150	600	11,350	11,900	550
D20	世	378,000円以上	42,000	44,100	2,100	41,200	43,300	2,100	23,800	25,000	1,200	23,400	24,500	1,100	21,000	22,050	1,050	20,600	21,650	1,050	11,900	12,500	600	11,700	12,250	550
D21	帯	549,500円以上	42,700	44,800	2,100	41,900	44,000	2,100	24,300	25,500	1,200	23,800	25,000	1,200	21,350	22,400	1,050	20,950	22,000	1,050	12,150	12,750	600	11,900	12,500	600

②新旧利用者負担額基準表(案)

(2)市立幼稚園保育料

①適正化（改定）の理由

- ㊦使用料は、日野市全体として適正な負担をしていただくことを基本としており、社会保障に要する費用が増加し、市の財政状況も厳しい中で、市立幼稚園の教育の質を維持していくためにも保育料の適正化が必要となっています。
- ㊧平成 12 年度に保育料改定以降、保育料の値上げはしておりませんが、日野市全体の子育て施設の使用料見直しにあわせて保育料の適正化を図ります。
- ㊨子ども・子育て支援新制度により保育料は応能負担となっているため、世帯の状況にあった応能負担をすすめるとともに、経済基盤が弱い世帯についてはセーフティネットとして支援の拡大を図ります。

②新料金表（案）

【保育料(月額)】

	階層区分	第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護世帯	0円	0円	0円
2	市民税非課税世帯（所得割非課税世帯含む）	0円	0円	0円
3	市民税所得割課税額 77,100円以下の世帯	8,000円	4,000円	0円
4	市民税所得割課税額 211,200円以下の世帯	10,200円	5,100円	0円
5	市民税所得割課税額 211,201円以上の世帯	12,800円	6,400円	0円

- ・新制度による応能負担となるため、階層区分は国と同じ5階層となっている。
- ・第5階層の保育料は他の階層と同じ、国と市との保育料の比率（約49.8%）で設定。
- ・引き続き第2子半額、第3子は無料。
- ・増収分（約200万円）－新たな市民税非課税世帯支援（約50万円）＝実質約150万円の増（教育の質の維持に活用）
- ・経過措置として平成27年度入園者は第1子の上限を10,200円、第2子の上限を5,100円で据え置く。

(3)学童クラブ費

①適正化（改定）の理由

- 経済的基盤が弱い世帯の負担増とならないよう配慮しつつ、最低限の改定を行うものです。
- ㊦国の平成26年度予算の学童クラブ運営経費に係る保護者負担の考え方では、月額約7,140円になります。
 - ㊧多摩地域の保護者負担の平均は約6,000円です。
 - ㊨こうした状況や受益者負担の観点から、月額6,000円～7,000円程度が適正な額と考えます。
 - ㊩しかし、大幅な値上げによる家計への影響を考えると、1,000円程度の改定に抑えることが妥当と考えます。
 - ㊪生活保護世帯、非課税世帯については引き続き学童クラブ費を免除とし、ひとり親世帯、多子世帯についても極力改定の影響が少なくなるよう配慮いたします。

②新料金表（案）

	改定前	改定後	影響
学童クラブ費	月額 5,000 円	月額 6,000 円	+1,000 円
生活保護・住民 税非課税世帯	免除により負担なし	免除により負担なし	±0 円
ひとり親世帯	減額 2,000 円により月額 3,000 円	減額 3,000 円により月額 3,000 円	±0 円
多子世帯	一人目 5,000 円 二人目以降減額 2,000 円 で月額 3,000 円	一人目 6,000 円 二人目以降減額 3,000 円 で月額 3,000 円	+1,000 円

4 質疑

(1)日野市特定教育・保存施設・特定地域型保育事業利用者負担（保育料）について

①改正の理由（考え方、ポイント）の⑤で5%程度の改正が適正とされて、別表値上げ案が提案されていますが、今回の値上げで「徴収保育料」はいくらになるのですか（総事業費の何%になるのですか）。

【回答】

5%の改正を実施した場合、年間3千万程度の増収を見込んでいます。

平成26年度決算ベースに当てはめた場合

○徴収保育料 643,038 千円 →673,038 千円 (+3千万円)

○総事業費 (5,380,520 千円) に対する割合 11.9%→12.5%

②（国が定める上限額に対する割合が保育料設定の物指しにされていますが、本来は施設整備費含めての運営経費の受益負担額を決めるべきと考えます。）参考に平成26年度の施設整備費はいくらだったのでしょうか。

【回答】

平成26年度の施設整備費 公立保育園関係 42,847,873 円

民間保育園関係 115,323,581 円

③階層区分について、日野市の場合には「区分別け」は何故細かいのでしょうか。国の階層区分はシンプルです。

【回答】

階層区分を細かくすることで、階層の境目で急激に保育料が変化する事態を避けています。周辺の多摩26市も同様の考えで国階層より多い階層を設定しています。

（参考）各市の階層数

日野市 24 八王子市 20 立川市 25 武蔵野市 27 三鷹市 25 府中市 17 昭島市 18

調布市 26 町田市 28 小金井市 24 小平市 23 東村山市 23 国分寺市 20 国立市 23

福生市 25 狛江市 28 東大和市 12 清瀬市 26 東久留米市 26 武蔵村山市 18
多摩市 24 稲城市 23 羽村市 27 あきる野市 24 西東京市 18 青梅市 19

④直近の総事業費を参考に教えてください。

【回答】

平成 26 年度決算 保育園費 5,583,096,291 円

⑤9 月 30 日の「子ども・子育て支援会議」に於いて、出された「高額所得者に対する負担額見直し等」の具体的な意見を知りたい。

【回答】

「保育料の値上げはしかたないが、支払い能力のある方から徴収してほしい」というご意見をいただきました。それ以上の、具体的な提案やご意見はありませんでした。また、このご意見に対しての議論もありませんでした。

(2)市立幼稚園保育料について

①現状は 5 園で 344 人になっていますが、日野市内の私立幼稚園は何園、何人在園でしょうか。

【回答】

10 園で 2,029 人在園です。

②増収分(実質 150 万)を教育の質の維持に活用とありますが、具体的にどうされるのでしょうか。

【回答】

現在の負担割合では市の負担が大きいため、厳しい財政状況の中で現状の教育活動を維持していくために増収分を活用するものです。特別な支援が必要になっている幼児は平成 24 年度と平成 25 年度と比較して約 8%の増、平成 25 年度と平成 26 年度と比較して約 15%の増、平成 26 年度と平成 27 年度現在と比較して約 19%の増となっており、年々増加傾向となっている。これに伴い特別支援教育支援員増員しなければならない状況もあるため、新たな教育活動に活用するというよりは市の負担を軽減するために活用します。

③料金について「国と市との保育料の比率(約 49.8%)を根拠としている」とありますが、国の基準が変更(値上げ)されないと値上げはされないのですか。特定保育施設、特定地域型保育事業等の利用負担では、市独自で決めるように変更はできない(しない)のでしょうか。

【回答】

今回の改正は子ども・子育て支援新制度の階層区分に基づく適正負担が主眼となっております。そのため、第 5 階層は他の階層と同様の比率を根拠としております。平成 27 年度から子ども・子育て支援新制度がスタートし、保育料は定額のものから世帯の所得や子どもの数によって保育料が変わる応能負担に切り替わりました。新制度により大きく保育料の仕組みが変更となるため、平成 27 年度については、今までの保護者負担と同様となるような金額設定を行いました。その際、第 5 階層については円滑な新制度への移行の観点から値上げを行いません

でしたが、この度、適正な負担をしていただくために値上げを行うものです。もともと市で設定していた保育料を基準として比率が約 49.8%ということなので、この基準自体が、市が独自で定めた基準となっております。

この比率については今後の保育料の見直しの中で変更していくことはございます。

- ④3の(2)「日野市における市立幼稚園保育料の考え方」について、経済的基盤が弱い世帯についてはセーフティネットとして支援を行う。とありますが、セーフティネットの事は、「ひの広報」10月1日号に少し触れていますが、広く知られているのでしょうか。

【回答】

今回の保育料改正については募集要項を通じてお知らせしますが、万が一、ご存じなくても所得状況により保育料を算定するので自動的に保護される仕組みとなっております。

(3)学童クラブ費について

- ①総事業費と利用者負担等の表で「国・都負担 44.7%」です。国が示す学童クラブ費の考え方では、国、都の負担割合は各 1/6 となっております。1/3=33.6%負担割合以上に負担してくれているのでしょうか

【回答】

ご指摘のとおり、平成 26 年度の日野市の学童クラブ事業費に対する国と都の負担は、44.7%で、1/3 を超えています。

平成 26 年度の国の学童クラブ事業費に対する保護者負担の考え方では、学童クラブの児童数の基準を 40 人とし、その運営に係る事業費の基準額を 685.4 万円としています。そしてその 3/6 を保護者が負担し、国・都・市のそれぞれが 1/3 ずつを負担するものとしています。

しかし、現実にはこの基準額で学童クラブを運営することは、ほぼ不可能で、例えば日野市の平成 26 年度の学童クラブ総事業費約 5 億 9 千万円を 40 人分に換算すると (5 億 9 千万円 ÷ 1,700 人 × 40 人)、約 1,380 万円となり、基準額の倍以上の費用がかかっています。

国や都は、学童クラブ運営費補助事業 (この補助事業の主たる部分が基準額を基に積算されています) のように学童クラブ事業に特化した補助金や、子育て推進交付金のような学童クラブ事業も含めた様々な子育てにかかわる事業に対する交付金等により、実際には現実の事業費に対し 1/3 を超える負担をしています。

- ②新料金表で試算すると利用者負担はいくらになりますか (負担割合は何%ですか)

【回答】

平成 26 年度の試算では、利用者負担は約 1,670 万円増の概ね 1 億 1,000 万円で、負担割合は 18.6%程度になります。

- ③「日野市の学童クラブ事業が多摩地域においてトップクラス水準となっている」との説明ありますが、具体的に教えてください。

【回答】

平成 26 年度の多摩地域各市の小学 1 年生から 3 年生の人口に対する学童クラブの受け入れ定員の割合（整備率）を見ますと、平均 30.4%であるのに対し、日野市は 40.3%で 4 番目の水準です。また、待機児童が居なかったのは、日野市を含めた 7 市となっていますが、その中には、待機児童を出さないため、かなり定員を超えた受け入れを行っている市もあるようです。入会児童数を職員数で除した職員一人あたりに対する児童数では、多摩地域平均 10.4 人に対し、7.8 人と 3 番目の水準で、職員配置の面からも児童の安全確保と育成の充実に努めていることが分かります。

また、他市の調査は行っていませんが、日野市では台風等による休校日に一日育成を実施するなど、様々な面で学童クラブ事業の充実に努めております。

5 委員からの主な意見等

- ・日野市の財政は、借金があり、厳しい状況にある。また、保育園整備等にかかなり費用がかかっており、今後も、老朽化施設の建替えや修繕にも費用がかかり、財政がひっ迫してくる。こういった財政状況を考えると、保育料等は適正化せざるを得ないのではないか。
- ・日野市に限らず、多くの行政は法人税に頼っていた。しかし、以前のように企業の業績が上がらず、市内から大企業が移転してしまうなどがあり、法人税に頼れなくなっている。こういった状況の中では、市民から応能負担を求め、市民と一体となったまちづくりを進めていくことが必要になってくる。
- ・現状の日野市の保育料等は、他市に比べて安いと思う。老朽化施設の建替えや修繕にかかる費用や人員増に伴う費用がどれだけかかるのか説明し、次世代のつげにならないようにすべきだ。
- ・市の財政状況は厳しく、老朽化施設の建替えや修繕にも費用がかかっていく状況を市民にわかりやすく工夫して知らせていく努力が必要である。
- ・広報やホームページだけではなかなか市民に伝えられない。小中学校の学校教育の中で、日野市はどのような市であるのか、これからどういうまちを目指しているのか、ということを経験かけて伝えていくことが必要ではないか。そうして、日野市に愛着を持ち、日野市に住み続けたい、働きたいと思うようになっていくのではないか。
- ・料金の適正化のことばかり考えるのではなく、今後の日野市を担う子ども達の将来を考えていく必要がある。日野市に生まれて良かった、日野市に引き続き住みたい、と思えるように、子ども達の環境を整備していくことが重要である。そうすることで、将来的に日野市の財政が潤っていくことにつながると考える。
- ・子育ての社会化が進んでおり、社会全体で子どもをみていくようになっている。そのためには、保育料等の適正化は大切だと考える。
- ・国の施策も変わっていき、社会情勢も急激に変わっていく昨今であるので、定期的に手数料、使用料等の適正化を行っていくべきである。

6 検討委員会開催内容

日野市手数料、使用料等検討委員会は、日野市手数料、使用料等検討委員会設置要綱に基づき、平成 27 年 10 月 19 日に設置され、下記のとおり開催しました。

	日程	内容
第 1 回	平成 27 年 10 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の概要等説明 ・委員長選出 ・保育料、学童クラブ費等の適正化概要説明 ・保育料、学童クラブ費等の適正化について意見等 ・検討結果まとめ ・報告書の提出等

7 委員名簿

役職等	氏名	区分
委員長	谷井 良	有識者
委員	杉崎 耕一	有識者
委員	岩崎 嘉壽子	公募市民
委員	岡村 洋子	公募市民
委員	斎藤 勇	公募市民
委員	坪島 尚	公募市民

8 参考資料

(1)日野市の現状

①特定保育施設、特定地域型保育事業等の現状（平成 27 年 4 月 1 日現在）

	認可保育所	小規模保育事業	認定こども園
施設数	公立 11 園 民間 25 園（内、分園 5 園）	2 園	1 園
開所日	月曜日から土曜日（年末年始 12/29～1/3、祝祭日は除く）		月曜日から金曜日
開所時間	11 時間（7 時～18 時※園によって多少前後あり）		
延長時間	1 時間延長：19 園 2 時間延長：17 園	1 時間延長	延長なし
在籍児数	3,192 名	29 名	63 名

②市立幼稚園現状（平成 27 年 5 月 1 日現在）

- 施設数 5 園
- 開園日 月曜日から金曜日（春夏冬休み、祝祭日は除く）
- 保育時間 9 時から 2 時まで（水曜日は 11 時 30 分まで）
- 職員数 23 人（正規職員・臨時職員（特別支援教育支援員は除く））
- 園児数 344 人

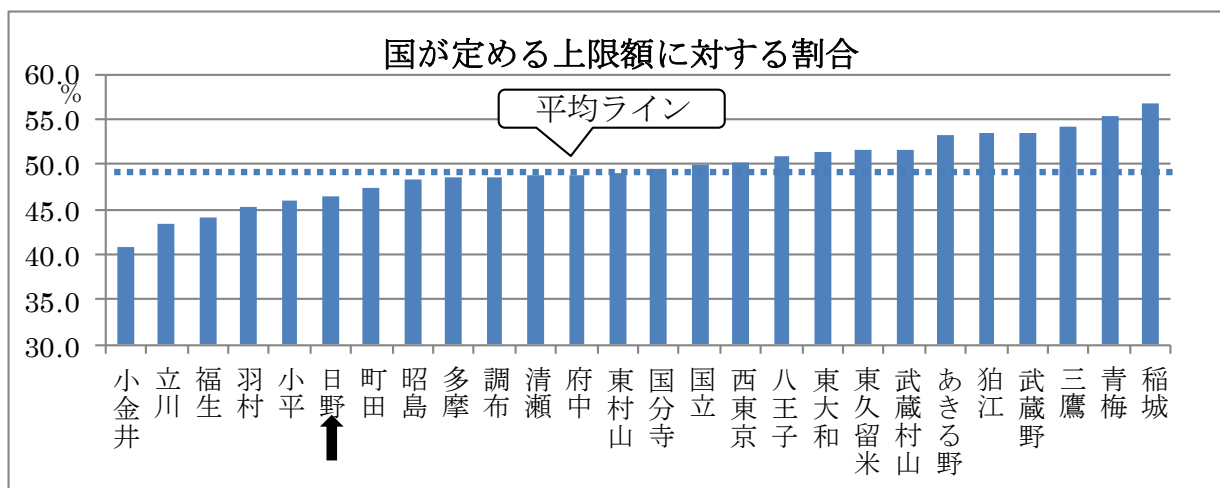
③学童クラブ現状（平成 27 年 4 月 1 日現在）

- 施設数 37
- 開所日 月曜日から土曜日（祝祭日・12 月 29 日～1 月 3 日を除く）
- 開所時間 放課後から 18：30、運動会等振替休校日は 8：30～18：30
ただし土曜日及び三季休業期間は 8：30～17：45
- 職員数 209 名
- 園児・児童数 1,688 名

(2)他市の料金設定状況

①特定教育・保育施設・特定地域型保育事業利用者負担(保育料)

国の定める上限額と市の定める利用者負担額の割合は、多摩地域 26 市平均で 49.6%となっていますが、日野市は 46.5%で、26 市中、安い方から 6 番目となっています。また、平成 28 年度に向けて利用者負担の見直しを検討している市が日野市以外に 4 市あり、平成 28 年度には、さらに平均が上昇すると考えられます。



②市立幼稚園保育料

多摩地域では市立幼稚園が日野市と府中市しかないため、府中市の料金と比較しました。

【保育料比較表】

単位：円

	階層区分	第1子		第2子		第3子以降	
		日野市	府中市	日野市	府中市	日野市	府中市
1	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
2	市民税非課税世帯	3,000	0	1,500	0	0	0
3	市民税所得割課税額 77,100円以下の世帯	8,000	7,400	4,000	0	0	0
4	市民税所得割課税額 211,200円以下の世帯	10,200	12,800 (10,000)	5,100	500	0	0
5	市民税所得割課税額 256,300円以下の世帯	10,200	19,100 (10,000)	5,100	3,700	0	0
6	市民税所得割課税額 256,301円以上の世帯	10,200	21,500 (10,000)	5,100	8,700	0	0

※府中市のカッコ内の金額は、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの激変緩和措置による保育料になります。

③学童クラブ費

多摩地域における学童クラブに係る保護者負担の額は、約6,000円となっています。最も高いのは三鷹市・町田市の7,500円で、最も安いのは狛江市の公営学童の4,000円です。

また、平成28年度に向け保護者負担の見直しを検討している市が日野市以外に3市あり、平成28年度には、さらに平均額が上昇すると考えられます。

【平成27年度 多摩地域の利用者負担の比較】

